

## 早期審査・早期審理の運用の見直しについて（報告）

平成21年10月  
特許庁

## 1. 経緯

平成20年6月に開催された第19回商標制度小委員会において、早期審査・早期審理制度のさらなる利用拡大を図り、ユーザーの早期権利化の要望に応えるため、同制度の運用見直しについて、御審議いただいたところであり、その審議を踏まえ、当該見直し案は、パブリックコメントの手続きを経て、本年2月から実施された。

## 2. パブリックコメントについて

- (1) 意見募集期間：平成20年6月27日（金）～平成20年7月28日（月）
- (2) 提出意見数：5件
- (3) 主なご意見の概要及びご意見に対する考え方（別添1参照）

## 3. 早期審査・早期審理の運用見直しの概要（別添2参照）

第19回商標制度小委員会において御審議いただいたとおり、従来から早期審査・早期審理の対象となっている①の出願・審判事件に加え、新たに②の出願・審判事件を対象とすることとした。そのため、「商標早期審査・早期審理ガイドライン」を改訂し、新たな運用を平成21年2月1日以降に提出される早期審査・早期審理の申出から開始した。

①出願人又はライセンシーが、出願商標を指定商品・指定役務に使用している又は使用の準備を相当程度進めていて、かつ、権利化について緊急性を要する出願・審判事件

「権利化について緊急性を要する出願・審判事件」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

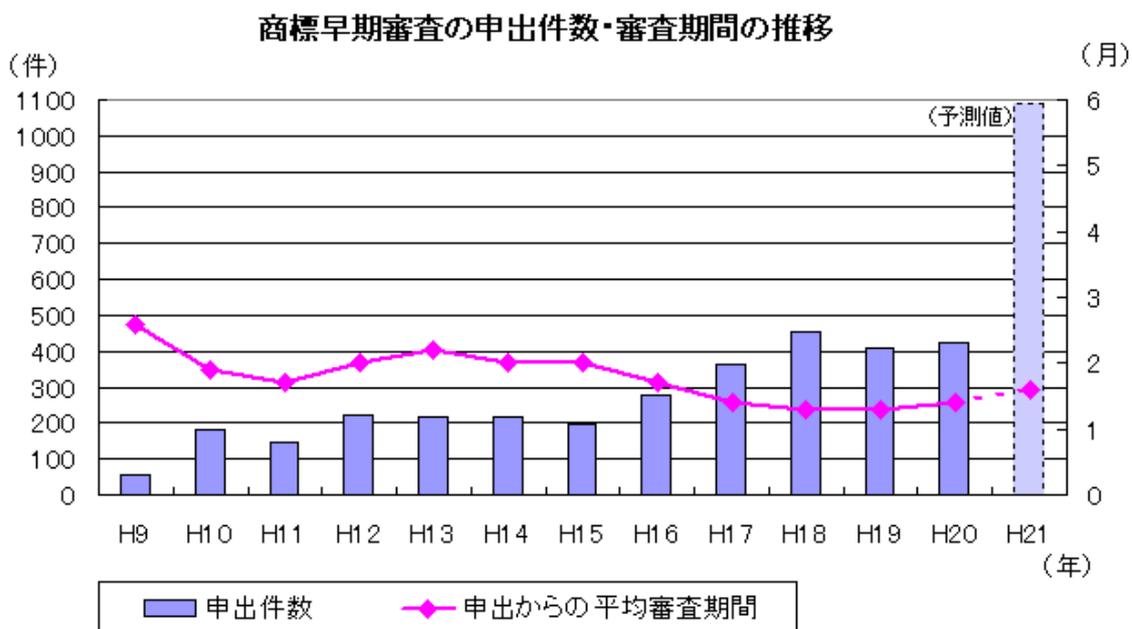
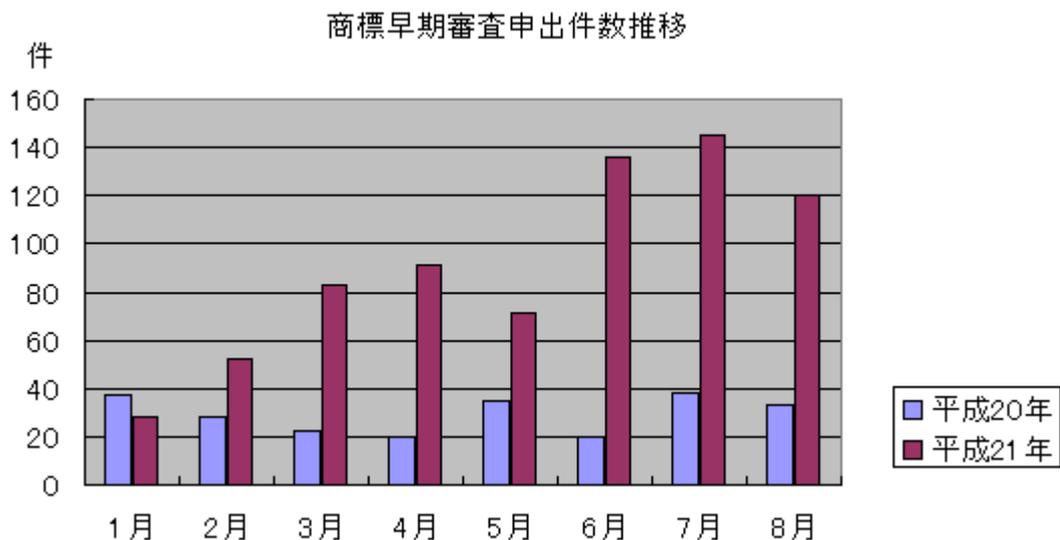
- a) 第三者が許諾なく、出願商標又は出願商標に類似する商標を出願人若しくはライセンシーの使用若しくは使用の準備に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用しているか又は使用の準備を相当程度進めていることが明らかな場合
- b) 出願商標の使用について、第三者から警告を受けている場合
- c) 出願商標について、第三者から使用許諾を求められている場合
- d) 出願商標について、出願人が日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へも出願している場合

②出願人又はライセンシーが、出願商標を既に使用している商品・役務又は使用の準備を相当程度進めている商品・役務のみを指定している出願・審判事件

※ 指定商品又は指定役務中に、出願商標を使用していない商品又は役務を含む場合には、早期審査・早期審理の申出以前（同日を含む）に、それを削除する補正を行う必要がある。

#### 4. 商標早期審査の申出状況及び申出からの審査期間の推移

今回の運用見直しにより、早期審査の対象を拡大した結果、早期審査の申出件数は順調に増加している。平成21年1月～8月の申出件数は、726件と既に昨年同時期の申出件数(233件)の3倍強に達しており、今後も利用の拡大が見込まれる。なお、平成21年2月～8月の申出のうち、約6割が、新しく対象とした要件に基づくものとなっている。



※申出からの平均審査期間: 申出から審査結果の最初の通知が發送されるまでの期間。

## 「早期審査・早期審理の運用の見直し」に対するご意見及びご意見に対する考え方

平成21年1月  
特許庁商標課  
特許庁審判課

	寄せられたご意見の概要		ご意見に対する考え方
1	<p>・ 現行の早期審査・早期審理制度に加えて、「出願人等がその出願に係る商標を既に使用しているか又は使用の準備を相当程度進めている商品又は役務のみを指定している出願」についても早期審査・審理制度の対象とすることに賛成する。</p> <p>同様のご意見が他4件</p>	<p>団体4 個人1</p>	<p>本見直し案の内容を支持するご意見と理解します。</p>
2	<p>・ 早期審査・審理制度を提案内容で拡大した場合、全体の審査・審理の遅延のおそれもあるので、一定期間経過後、新しい制度の影響について弊害がないか検討することを求める。</p> <p>同様のご意見が他1件</p>	<p>団体1 個人1</p>	<p>審査・審理全体の迅速化の取組は今後も継続していくとともに、運用見直し後の審査・審理順番待ち期間については十分注視してまいります。</p>
3	<p>・ 出願商標の審査は絶対的不登録事由（商標としての識別性、公益的理由）のみとし、相対的な権利抵触（他人の先行する権利との抵触）は異議申し立てを待って審査することとし、早期に（出願後2～3ヶ月）一次的な審査を終えるように改正した方が、より実情に合致した制度が実現するものと考えます。</p>	<p>個人1</p>	<p>相対的拒絶理由について出願人以外の権利者からの異議申立てにより、行政庁が審査を行う制度については、産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会（「商標制度の在り方について」平成18年2月）において、「市場における出所混同のおそれの回避、商標選択の自由、コスト負担、権利の安定性等の観点を踏まえ、出願人、第三者、行政庁等の適切な役割分担や一般需要者の在り方を含めて、その必要性について慎重に検討を行うことが適切である」との報告を頂いたところです。ご意見については、今後の参考にさせていただきます。</p>
4	<p>・ 指定すべき商品又は役務の範囲の取り扱いについて、事前に公表されることを要望する。</p> <p>同様のご意見が他1件</p>	<p>団体2</p>	<p>願書に記載する指定商品・指定役務は、商標の使用状況等の証明がなされる範囲の商品・役務とすることが必要と考えております。この点については、ガイドラインにおいても公表します。</p>
5	<p>・ 出願人等がその出願に係る商標を既に使用しているか又は使用の準備を相当程度進めている商品又は役務のみを指定している出願について、実際には使用していないか又は使用の準備を相当程度進めていない商品又は役務をも指定した出願の取り扱いが事前に公表されることを要望する。</p>	<p>団体1</p>	<p>ご意見にあるケースのような出願は、早期審査の対象となりません。そのような場合には、早期審査・早期審理の申出以前に、指定商品・指定役務の記載を、実際に使用しているか又は使用の準備を相当程度進めている商品・役務のみに補正していただく必要があります。この点については、ガイドラインにおいても公表します。</p>

6	<p>・見直し案においては、指定商品の一部につき現実の使用(又は使用準備)が認められずに早期審査等の対象外とされた出願について、当該出願が分割された場合の取扱いに関しては言及がない。早期審査・早期審理は、審査又は審理への着手が同時期にされた出願より早くなるものであって補正・分割出願の機会が失われるものではないものと理解している。従って、対象外の商品等を補正により削除、或いは新たに分割出願することにより対象となる商品等については引き続き早期審査等の対象として審理されることについての確認を求める。</p>	団体 1	<p>指定商品・役務中に、使用等をしていない商品・役務を含むため、早期審査の対象外となった出願について、その後、指定商品・役務が、使用等をしている商品・役務のみに補正又は分割された場合には、改めて早期審査の事情説明書を提出していただくことにより、早期審査の対象となり得ます。</p>
7	<p>・早期審査・早期審理の運用の見直しにおいては、「使用の準備を相当程度進めている」状態に該当する場合を更に広く認めることが、早期審査(審理)の利便性を一層高めるのではないかと思料する。これまでの使用の準備を相当程度進めている状態に該当する場合に加えて、商標審査便覧 41・100・03「商標の使用又は商標の使用意思を確認するための審査に関する運用について」中で挙げられている『「商標の使用を開始する意思」及び「事業計画書」が提出できる状態』も「使用の準備を相当程度進めている」状態として認めるとともに、例示に加えることを要望する。</p>	団体 1	<p>早期審査・早期審理は、一定の要件を満たす出願について、特別に他の出願よりも早期に審査又は審理を行うものですから、実際に「使用の準備を相当程度進めていること」が具体的に確認できる資料を提出していただくことが必要です。ご意見にある書類では、実際に使用の準備が相当程度進められているか否かを確認するには不十分と考えます。</p>
8	<p>・「使用の準備を相当程度進めている」状態は、出願人の営業秘密に該当するため、第三者による閲覧には供さない等、適切な秘匿がなされるべきと考える。</p>	団体 1	<p>早期審査・早期審理は、一定の要件を満たす出願について、特別に他の出願よりも早期に審査又は審理を行うものですから、第三者が、当該出願が早期審査・早期審理の要件を満たしていることを確認できる状況を確認していくことが重要と考えます。なお、資料の一部について、マスキング等を行って提出することは可能です。</p>
9	<p>・早期審査等の対象を拡大する趣旨によれば、商標の同一性判断に関しても、願書記載の態様と、現実に使用(又は使用準備)する態様の同一性につき、当該趣旨に則して判断されるべきものと思料する。 即ち、社会通念上同一の範囲と認められる場合には、願書記載の商標が現実に使用(又は使用準備)されているものとして早期審査等が認められるよう要望する。</p>	団体 1	<p>現在の運用でも、出願商標と使用商標の同一性については、両者が社会通念上、外観において同視できる態様(例えば、明朝体とゴシック体、縦書きと横書き)であれば認めています。この点については、ガイドラインにおいても公表します。</p>
10	<p>・今回の早期審査等の対象拡大に特有のことではないが、出願の早期審査等が増加することによって、第三者が情報提供(刊行物等提出)を行う機会を失う事態がより生じやすくなることが懸念される。情報提供制度は、適正な審査の維持に大きく寄与している制度と思料する。また、利害関係人が登録前に御庁へ判断材料を提供できる大切な機会であると思料する。早期審査等の増加によって当該制度の実質が損なわれることの無いよう、十分な検討を求める。</p>	団体 1	<p>ご意見のとおり、情報提供制度は重要、有用な制度であると認識しておりますが、早期の権利付与への強いニーズに応え、制度利用者の利便性向上を図るために、今回の早期審査・早期審理の運用の見直しを行うこととなったものです。今後も、迅速・的確な審査を行うべく引き続き取り組んでまいります。</p>

# 商標早期審査・早期審理の新たな運用の概要

早期権利化が必要な商標登録出願について、所定の要件を満たす場合、出願人・審判請求人の申請により、早期に審査・審理を実施。2009年2月から、「対象2」の要件に該当する出願・審判事件を新たに追加。

## 対象1

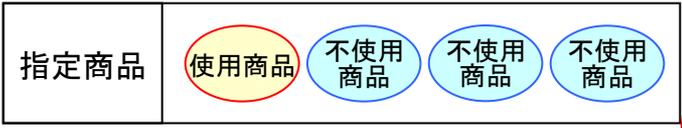
出願商標を指定商品・指定役務に既に使用している又は使用の準備を相当程度進めていて、かつ、権利化について緊急性を要する出願・審判事件

要件①  
出願商標を指定商品(指定役務)に使用している又は使用の準備を相当程度進めていること。

かつ  
+

要件②  
権利化について緊急性を要すること。

第三者が使用	第三者から許諾請求
第三者から警告	外国にも出願



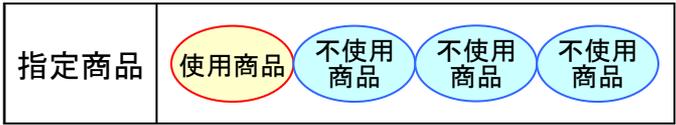
OK

## 対象2

出願商標を既に使用している商品・役務又は使用の準備を相当程度進めている商品・役務のみを指定している出願・審判事件



OK



NG